

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農地耕作条件改善事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号 最終改正 <u>令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3029 号</u> <u>令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3873 号</u></p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 事業実施主体</p> <p>1 要綱第 5 の 1 の（4）の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織、農業委員会（ただし、要綱別表の区分の欄の 2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄 <u>(14)</u> に掲げるものに限る。）とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 要綱第 17 の 1 の（4）のアの事業実施者とは、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 4 条の 4 の第 2 号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とする。 ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会その他民間団体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。</p> <p>7 （略）</p> <p>第 3 計画等の作成</p> <p>1～7 （略）</p> <p><u>8 要綱第 14 の水田貯留機能向上計画は、別記様式第 2－8 号により作成するものとする。</u></p> <p><u>9 要綱第 15 の土地利用調整計画は、別記様式第 2－9 号により作成するものとする。</u></p> <p><u>10 要綱第 16 の農地耕作条件改善計画は、別記様式第 3 号により作成する</u></p>	<p style="text-align: center;">農地耕作条件改善事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号 最終改正 <u>令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農振第 2036 号</u> 最終改正 <u>令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2199 号</u></p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 事業実施主体</p> <p>1 要綱第 5 の 1 の（4）の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織、農業委員会（ただし、要綱別表の区分の欄の 2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄 <u>(13)</u> に掲げるものに限る。）とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 要綱第 15 の 1 の（4）のアの事業実施者とは、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 4 条の 4 の第 2 号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とする。 ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会その他民間団体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。</p> <p>7 （略）</p> <p>第 3 計画等の作成</p> <p>1～7 （略） <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>8 要綱第 14 の農地耕作条件改善計画は、別記様式第 3 号により作成する</u></p>

ものとする。

11 要綱第8から第16までの「地区」の範囲は、同一の用水系統又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。

12～14 （略）

第4 事業の申請等

- 1 要綱第17の1の（1）の農村振興局長及び農産局長（以下、「農村振興局長等」という。）が別に定める書類は、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。以下「実質化された人・農地プラン」という。）が作成された地区で本事業を実施する場合にあっては、同通知別紙1に基づき作成された実質化された人・農地プランの概要、同通知の5（1）に基づく工程表が公表された地区で本事業を実施する場合にあっては、当該工程表とする。
 - 2 要綱第17の1の（1）及び（4）の事業採択申請書は別記様式第4号により、要綱第17の2及び6の事業採択通知書は別記様式第5号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第17の4又は7により変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第6号により、事業変更通知書は別記様式第7号により、それぞれ作成するものとする。
 - 3 要綱第17の4及び7の農村振興局長等が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。
 - （1）総事業費の20パーセント以上の変動
 - （2）受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動
 - （3）地域内農地集積型から高収益作物転換型への変更
 - （4）事業実施期間の変更
 - （5）計画の目標の変更
- 4～6 （略）
- 7 要綱第4の2の人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合は、事業実施主体（要綱第3の3の（1）の事業のうち果樹を対象とするものにあつては支援対象者）は、要綱第17の2、3又は5により事業

ものとする。

9 要綱第8から第14までの「地区」の範囲は、同一の用水系統又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。

10～12 （略）

第4 事業の申請等

- 1 要綱第15の1の（1）の農村振興局長及び農産局長（以下、「農村振興局長等」という。）が別に定める書類は、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。以下「実質化された人・農地プラン」という。）が作成された地区で本事業を実施する場合にあっては、同通知別紙1に基づき作成された実質化された人・農地プランの概要、同通知の5（1）に基づく工程表が公表された地区で本事業を実施する場合にあっては、当該工程表とする。
 - 2 要綱第15の1の（1）及び（4）の事業採択申請書は別記様式第4号により、要綱第15の2及び6の事業採択通知書は別記様式第5号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第15の4又は7により変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第6号により、事業変更通知書は別記様式第7号により、それぞれ作成するものとする。
 - 3 要綱第15の4及び7の農村振興局長等が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。
 - （1）総事業費の20パーセント以上の変動
 - （2）受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動
 - （3）地域内農地集積型から高収益作物転換型への変更
 - （新設）
 - （新設）
- 4～6 （略）
- 7 要綱第4の2の人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合は、事業実施主体（要綱第3の3の（1）の事業のうち果樹を対象とするものにあつては支援対象者）は、要綱第15の2、3又は5により事業

採択の通知を受けた後、遅滞なく、要綱第 9 から要綱第 11 まで、要綱第 14 及び要綱第 15 に掲げる計画のうち採択要件に必要とされるものを農地中間管理機構へ提出するものとする。

第 5 事業達成状況の報告

要綱第 18 の 1 から 4 の事業達成状況の報告は、以下のとおり行うものとする。

- 1 「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第 2-1 号から別記様式第 2-9 号まで及び別記様式第 3 号により行うものとする。

2・3 （略）

第 6 助成

- 1 要綱第 19 の 1 について農村振興局長等が別に定める助成単価とは、次に定めるところによる。

(1) ～ (5) (略)

- 2 要綱第 19 の 2 について

助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。

(1) ～ (10) (略)

第 7 （略）

第 8 その他

1～5 （略）

- 6 定額助成の事業種類の欄の (7) 及び (9) に該当するもの及び要綱別表の区分の 2 (以下「定率助成」という。) の事業種類の欄の (1) に該当するものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の 10 分の 1 以上 (その受益地の面積が 100 ヘクタールを超えるときは、受益地のうち 10 ヘクタール以上) の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の (1) から (6) まで、(8) に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の (2) から (7) まで及び (10) に該当するものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金等の返還措置を講ずるものとする。

採択の通知を受けた後、遅滞なく要綱第 9 の高収益作物転換促進計画、第 10 の未来型産地形成推進条件整備計画及び第 11 のスマート農業導入推進計画を農地中間管理機構へ提出するものとする。

第 5 事業達成状況の報告

要綱第 16 の 1 から 4 の事業達成状況の報告は、以下のとおり行うものとする。

- 1 「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第 2-1 号、別記様式第 2-2 号、別記様式第 2-3 号、別記様式第 2-4 号、別記様式第 2-5 号、別記様式第 2-6 号、別記様式第 2-7 号及び別記様式第 3 号により行うものとする。

2・3 （略）

第 6 助成

- 1 要綱第 17 の 1 について農村振興局長等が別に定める助成単価とは、次に定めるところによる。

(1) ～ (5) (略)

- 2 要綱第 17 の 2 について

助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。

(1) ～ (10) (略)

第 7 （略）

第 8 その他

1～5 （略）

- 6 定額助成の事業種類の欄の (7) 及び (9) に該当するもの及び要綱別表の区分の 2 (以下「定率助成」という。) の事業種類の欄の (1) に該当するものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の 10 分の 1 以上 (その受益地の面積が 100 ヘクタールを超えるときは、受益地のうち 10 ヘクタール以上) の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の (1) から (6) まで、(8) に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の (2) から (7) まで及び (9) に該当するものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金等の返還措置を講ずるものとする。

(1) ~ (3) (略)

7~11 (略)

12 事業実施主体が都道府県、市町村及び公募選定者以外の場合であつて、都道府県が定率助成の事業種類の欄 (18) の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は 1 地区当たりの単年度の交付金等の交付額が 1 億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の (3) のイに基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

13~15 (略)

16 事業実施主体が土地改良法第 111 条の 9 第 2 号の規定に基づき、土地改良事業の工事（調査・計画・設計・積算や工事発注・進捗管理等）を土地改良事業団体連合会に委託する場合、当該委託経費は第 6 の 2 (1)、(2) 又は (5) から支弁するものとする。

別表 1（定額助成（ハード事業））

事業種類	事業内容等	助成単価	
		1. 通常の助成単価	2. 集約化加算単価
(略)			
(9) 更新整備			
(略)			
<u>(ウ) 農作業道</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(エ) 畦畔</u>	<u>畦畔築立（バックホウ）</u>	<u>14.0 万円/100m</u> <u>【 8.5 万円/100m 】</u>	<u>16.5 万円/100m</u> <u>【10.0 万円/100m】</u>
<u>(オ) 排水口</u>	<u>土工（バックホウ）、附帯工（樹掘付工）</u>	<u>4.5 万円/箇所</u> <u>【2.5 万円/箇所】</u>	<u>5.0 万円/箇所</u> <u>【 3.0 万円/箇所】</u>
<u>(カ) 特認事業</u>	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める		

(略)

※7 (5) に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が 10 メートル以外 となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

※8 (9) の (エ) にあつては、幅広畦畔の場合は 3 万円/100m、購入土が必要な場合は 2 万 5 千円/100m（幅広畦畔の場合は 5 万円/100m）、防草シ

(1) ~ (3) (略)

7~11 (略)

12 事業実施主体が都道府県、市町村及び公募選定者以外の場合であつて、都道府県が定率助成の事業種類の欄 (17) の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は 1 地区当たりの単年度の交付金等の交付額が 1 億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の (3) のイに基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

13~15 (略)

(新設)

別表 1（定額助成（ハード事業））

事業種類	事業内容等	助成単価	
		1. 通常の助成単価	2. 集約化加算単価
(略)			
(9) 更新整備			
(略)			
<u>(ウ) 農作業道</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(エ) 特認事業</u>	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める		

(略)

※7 (5) に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が 10 メートル以上 となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

(新設)

ートを設置する場合は9万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

別表 2（定額助成（ソフト事業））

（略）

※ 3 （10）においては、以下に掲げる事業を実施することができる。

ア 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進、水田貯留機能向上等に関する調査・調整活動

イ・ウ （略）

（略）

別表 2（定額助成（ソフト事業））

（略）

※ 3 （10）においては、以下に掲げる事業を実施することができる。

ア 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動

イ・ウ （略）

（略）

別表 3（新植・改植支援単価等）

補助対象となる取組	支援単価等
1 果樹 (1) 慣行樹形等への新植・改植 ア (略)	(新植支援単価（括弧書きは改植支援単価）) 21 (23) 万円/10a
(削る)	(削る)
イ・ウ (略)	(略)
エ <u>主要果樹（かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。）の新植・改植（ただし、アからウまでに掲げる場合を除く。）</u>	<u>17 (15) 万円/10a</u>
オ アからエまでのいずれの場合にも該当しない新植・改植	(略)
(2) 省力樹形への新植・改植 ア～カ (略)	(略)
キ <u>V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）への新植・改植</u>	<u>73 (71) 万円/10a</u>
ク アからキまでのいずれの場合にも該当しない新植・改植	(略)
2 (略)	(略)

別記様式第 1 号 (略)

別記様式第 2 - 1 号
(略)

注 6： 地域内農地集積促進計画の作成に当たっては、事業実施主体が、集積見込農地一覧を作成して、集積見込農地を具体的に特定した上で農地集積目標を記載するとともに、事業達成状況報告書の作成に当たっては、事業実施主体が地域内農地集積促進計画に定めた集積見込農地に係る農地集積の実績を記載する。

注 7： 事業の活用イメージは、事業の実施内容、受益地及び集積見込農地の位置がわかるように記載する。図面等がある場合は、計画に添付することで、事業の活用イメージとすることができる。

別表 3（新植・改植支援単価等）

補助対象となる取組	支援単価等
1 果樹 (1) 慣行樹形等への新植・改植 ア (略)	(新植支援単価（括弧書きは改植支援単価）) 21 (23) 万円/10a
イ <u>その他の主要果樹への新植・改植</u> <u>注 主要果樹とは、かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。</u>	<u>15 (17) 万円/10a</u>
ウ・エ (略)	(略)
(新設)	(新設)
オ アからエまでのいずれの場合にも該当しない慣行樹形等への新植・改植	2分の1以内
(2) 省力樹形への新植・改植 ア～カ (略)	(略)
(新設)	(新設)
キ アからカまでのいずれの場合にも該当しない省力樹形への新植・改植	(略)
2 (略)	(略)

別記様式第 1 号 (略)

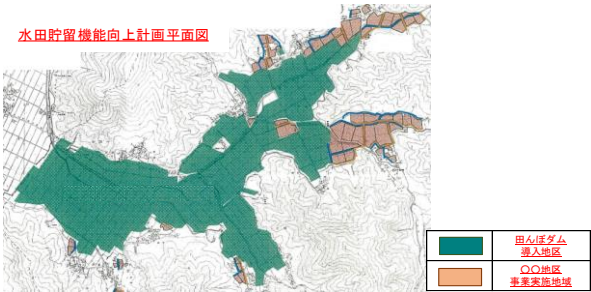
別記様式第 2 - 1 号
(略)

(新設)

(新設)

別記様式第2-2号～第2-7号（略）

別記様式第2-8号 水田貯留機能向上計画

地 区 名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等			
事業実施期間	関連事業地区名					
<p>基礎の整備状況</p> <p>(例) 事業実施区域では、假令〇〇事業〇〇地区により、〇〇haにおいて標準区画〇〇haの大区画化ほ場が整備されている。本事業ではこのうちの〇〇haにて田んぼダムを導入し水田貯留機能向上を図る。</p>						
関連事業概要 〇〇地区	受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：R〇～R〇、主要工事内容：区画整理〇〇ha、貯留率排水〇〇ha、用排水路〇〇m					
<p>見込まれる水田貯留機能効果</p> <p>(例) 事業実施区域では、かつてより豪雨に見舞われ、水害の恐れのあるところである。このため、地区内の〇〇haにおいて田んぼダムを導入することで、下流域への排水を緩和し、豪雨時における洪水被害の防止を図る。</p>						
<p>水田貯留機能向上に向けた施設の導入イメージ</p>						
<p style="text-align: center;">水田貯留機能向上計画平面図</p>  <p>(例) 事業実施区域内の〇〇haを対象に畦畔補強、排水路整備を行い、水田貯留機能の向上を目指す。</p>						
実施する工種						
No.	工種	概 要	効 果	面積	事業費	備考
1	畦畔補強	〇〇haにおいて畦畔補強を実施	水田貯留に向けた畦畔補強を行うことで豪雨時の貯留を実現する	〇ha	〇〇千円	
2	排水路整備	〇〇mの排水路を整備する	排水路整備により、豪雨後の排水を速やかにする	〇ha	〇〇千円	
		合 計		〇ha	〇〇千円	
その他						

別記様式第2-2号～第2-7号（略）

（新設）

○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

注1 「見込まれる水田貯留機能効果」においては、これまでの水害などの背景も記載し、その効果についても定量的な数値があるならばそれらも用いて示すこと。

注2 「水田貯留機能向上に向けた施設の導入イメージ」においては、水田貯留機能向上に向けた施設を導入するほ場をわかるように示すこと。

別記様式第2-9号 土地利用調整計画

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等			
事業実施期間	関連事業地区名					
事業の概要						
<p>（例）事業実施区域では、現在〇〇haの面積のほ場があるがその一部においては耕作放棄地となっているため粗放的な利用が求められている。このため本事業では、粗放的な利用を行う農地については林地化を行うとともに、今後も農地として利用を行うところについては区画拡大等を行う。</p>						
関連事業概要 〇〇地区	受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：R〇～R〇、主要工事内容：区画整理〇〇ha、明渠排水〇〇ha、用排水路〇〇m					
地域の農地利用区分						
<p>（例）事業実施区域を次のように区分する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産の維持・向上を行う農地 〇〇ha ・ 粗放的な利用等による農業生産を行う農地 〇〇ha ・ 鳥獣緩衝帯等の利用を行う農地 〇〇ha ・ 林地化に向けた土地農地としての利用を行う農地 〇〇ha 						
事業の活用イメージ						
<p>土地利用調整計画平面図</p>						
<p>（例）事業実施区域内の〇〇haを対象に粗放的な利用に向けた整備を行うとともに〇〇haを対象に整備を行う。</p>						
実施する工種						
No.	工種	概 要	効 果	面積	事業費	備考
1	粗放的農地利用整備	粗放的利用に向けた用地整備、作業道設置	耕作放棄地となり今後林地化を行う整備を実施する。	〇ha	〇〇千円	
2	区画整理	ほ場における区画拡大	区画拡大による生産性の向上を図る。	〇ha	〇〇千円	
合 計				〇ha	〇〇千円	
その他						

（新設）

注1： 「地域の農地利用区分」においては、地域の農地をア 農業生産の維持・向上、イ 粗放的な利用等による農業生産、ウ 鳥獣緩衝帯等の利

○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

用、エ 林地化に向けた土地として区分すること。
注2：「事業の活用イメージ」においては、地域の農地利用区分をわかりやすく示すこと。

別記様式第 3 号

(略)			
促進計画の区分	地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、 <u>スマート農業導入推進計画</u> 、 <u>病害虫対策計画</u> <u>水田貯留機能向上計画又は土地利用調整計画</u>		
事業種類	事業の概要	(略)	
(略)	(略)	(略)	
定額助成	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	<u>土層改良</u>		
	<u>反転耕</u>	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	<u>混層耕</u>	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	<u>堆肥施用</u>	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	<u>明渠排水</u>	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	<u>客土</u>	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	<u>除礫</u>	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	<u>更新整備</u>		
	(略)	(略)	(略)
	農作業道	(略)	(略)
	<u>畦畔</u>	<u>L=〇〇m</u> <u>(うち集約化〇〇m)</u>	
	<u>排水口</u>	<u>〇箇所</u>	
特認事業	(略)	(略)	

別記様式第 3 号

(略)			
促進計画の区分	地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画 <u>又はスマート農業導入推進計画</u>		
事業種類	事業の概要	(略)	
(略)	(略)	(略)	
定額助成	<u>客土</u>	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	<u>除礫</u>	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>更地整備</u>		
	(略)	(略)	(略)
	農作業道	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	特認事業	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)
小計			
(略)			

- 注：1）～4） (略)
 5）定額助成の事業のうち、土層改良を行う際には、土層改良計画を添付する。
 6）～13） (略)

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

(略)

注：土層改良及び更新整備を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成（ハード）の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		(略)
	基本 A	集約化 加算 B	基本 C	集約化 加算 D	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
末端畑地かんがい施設 <u>(樹園地)</u>	<u>24.5万円/10a</u> ()	<u>29万円/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>	
末端畑地かんがい施設 <u>(樹園地以外)</u>	<u>15.5万円/10a</u> ()	<u>18.5万円/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>	
末端畑地かんがい施設 <u>(ほ場外からの接続 管施工)</u>	<u>5万円/10m</u> ()	<u>5万円/10m</u> ()	<u>〇〇m</u>	<u>〇〇m</u>	
末端畑地かんがい施設 <u>(給水栓設置のみ)</u>	<u>1.5万円/1箇所</u> ()	<u>1.5万円/1箇所</u> ()	<u>〇箇所</u>	<u>〇箇所</u>	

	(略)	(略)	(略)
小計			
(略)			

- 注：1）～4） (略)
 5）定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。
 6）～13） (略)

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

(略)

注：客土、除礫及び更新整備を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成（ハード）の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		(略)
	基本 A	集約化 加算 B	基本 C	集約化 加算 D	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
末端畑地かんがい施設 <u>(樹園地以外)</u>	<u>15.5万円/10a</u> ()	<u>18.5万円/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>	
末端畑地かんがい施設 <u>(樹園地)</u>	<u>24.5万円/10a</u> ()	<u>29万円/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>	
末端畑地かんがい施設 <u>(給水栓設置のみ)</u>	<u>5万円/10m</u> ()	<u>5万円/10m</u> ()	<u>〇〇箇所</u>	<u>〇〇箇所</u>	
末端畑地かんがい施設 <u>(ほ場外からの接続 管施工)</u>	<u>5万円/10m</u> ()	<u>5万円/10m</u> ()	<u>〇〇m</u>	<u>〇〇m</u>	

○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
土層改良						
	反転耕	<u>35.0万円/10a</u> ()	/	<u>〇〇a</u>	/	
	混層耕	<u>2.5万円/10a</u> ()	/	<u>〇〇a</u>	/	
	堆肥施用	<u>2.5万円/10a</u> ()	/	<u>〇〇a</u>	/	
	明渠排水	<u>1.5万円/10a</u> ()	/	<u>〇〇a</u>	/	
	客土	<u>11.5万円/10a</u> ()	<u>13.5万円/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>	
	除礫	<u>20万円/10a</u> ()	<u>24万円/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>	
更新整備						
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	農作業道	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	畦畔	<u>14万円/100m</u> ()	<u>16.5万円/100m</u> ()	<u>〇〇m</u>	<u>〇〇m</u>	
	排水口	<u>4.5万円/箇所</u> ()	<u>5.0万円/箇所</u> ()	<u>〇箇所</u>	<u>〇箇所</u>	
	特認事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	合計					

注：1）～3）（略）

	客土	<u>11.5万円/10a</u> ()	<u>13.5万円/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>	
	除礫	<u>20万円/10a</u> ()	<u>24万円/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
更地整備						
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	農作業道	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	特認事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	合計					

注：1）～3）（略）

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		(略)
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
<u>土層改良</u>		
客土	受益面積	
	うち集約化面積	
除礫	受益面積	
	うち集約化面積	
<u>更新整備</u>		
(略)	(略)	(略)
畦畔	受益面積	
	うち集約化面積	
排水口	受益面積	
	うち集約化面積	
(略)	(略)	(略)

【土層改良計画（事業達成状況報告）】(略)

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		(略)
(略)	(略)	(略)
客土	受益面積	
	うち集約化面積	
除礫	受益面積	
	うち集約化面積	
<u>(新設)</u>		
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
<u>(新設)</u>		
(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

【土層改良計画（事業達成状況報告）】(略)

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

（1）更新整備（特認事業を除く）

実施内容	補足説明
(略)	(略)
畦畔の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した畦畔を築立し直して更新整備するもの。 ・畦畔工：〇〇m <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区においては、整備後 20 年以上が経過し畦畔が痩せており、水田貯留に向けて十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。
排水口の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムの導入に向けて排水口を更新整備するもの。 ・排水口整備：〇〇箇所 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区においては、整備後 20 年以上が経過しており、水田貯留に向けて排水口の十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。

(略)

【定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）】(略)

別記様式第 4 号

(略)

事業採択申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 17 の 1に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、土地利用調整計画、水田貯留機能向上計画及び農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。

(略)

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

（1）更新整備（特認事業を除く）

実施内容	補足説明
(略)	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

(略)

【定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）】(略)

別記様式第 4 号

(略)

事業採択申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 14 の 1に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、土地利用調整計画、水田貯留機能向上計画及び農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。

(略)

別記様式第 5 号

（略）

事業採択通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、土地利用調整計画、水田貯留機能向上計画及び農地耕作条件改善計画）について採択したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 19 のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

（略）

別記様式第 6 号

（略）

事業変更申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を変更したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 17 の 4（又は第 17 の 6、7）に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、土地利用調整計画、水田貯留機能向上計画及び農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。

（略）

別記様式第 7 号

（略）

事業変更通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 19 のと

別記様式第 5 号

（略）

事業採択通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画及び農地耕作条件改善計画）について採択したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 16 のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

（略）

別記様式第 6 号

（略）

事業変更申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を変更したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 14 の 4（又は第 14 の 6、7）に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画及び農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。

（略）

別記様式第 7 号

（略）

事業変更通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 16 のと

○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

<p>おり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>別記様式第 8 号 （略）</p> <p style="text-align: center;">事業達成状況報告書</p> <p>別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を完了したので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）<u>第 18</u>に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。</p> <p>（略）</p> <p>別記様式第 9 号・第 10 号 （略）</p>	<p>おり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>別記様式第 8 号 （略）</p> <p style="text-align: center;">事業達成状況報告書</p> <p>別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を完了したので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）<u>第 15</u>に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。</p> <p>（略）</p> <p>別記様式第 9 号・第 10 号 （略）</p>
---	---

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。